

立川市文化財保護調査員規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 25 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 飯 田 芳 男

理由

立川市文化財保護調査員の報酬額について、当該調査員の職務にかかる専門的あるいはより高度な知識に関する助言等を受けることを鑑み、単価を改めるため。

立川市文化財保護調査員規則の一部を改正する規則

立川市文化財保護調査員規則（昭和61年立川市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(報酬) 第7条 保護調査員の報酬は、立川市非常勤職員給与等支給条例（昭和36年立川市条例第2号）別表の規定により日額<u>20,000円</u>とする。</p>	<p>(報酬) 第7条 保護調査員の報酬は、立川市非常勤職員給与等支給条例（昭和36年立川市条例第2号）別表の規定により日額<u>10,800円</u>とする。</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。